

香春町国土強靱化地域計画

令和5年2月
福岡県香春町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 想定する自然災害	3
第3章 本町の地域特性	4
1 自然的条件	4
2 社会的条件	4
3 自然災害に関する特性	5
第4章 地域強靱化の基本的な考え方	8
1 地域強靱化の意義	8
2 対象とする災害	8
3 基本目標	8
4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針	9
第5章 香春町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（シナリオリスク）の設定	11
3 施策分野の設定	11
4 脆弱性の分析・評価の手順	13
5 脆弱性評価結果	14
第6章 強靱化施策の推進方針	27
1 シナリオリスクごとの強靱化施策の推進方針	27
2 国土強靱化関係事業	39

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈しました。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

こうした中、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定され、平成30年12月に基本計画の変更について閣議決定された。また、福岡県においても平成28年3月に「福岡県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）が策定された。

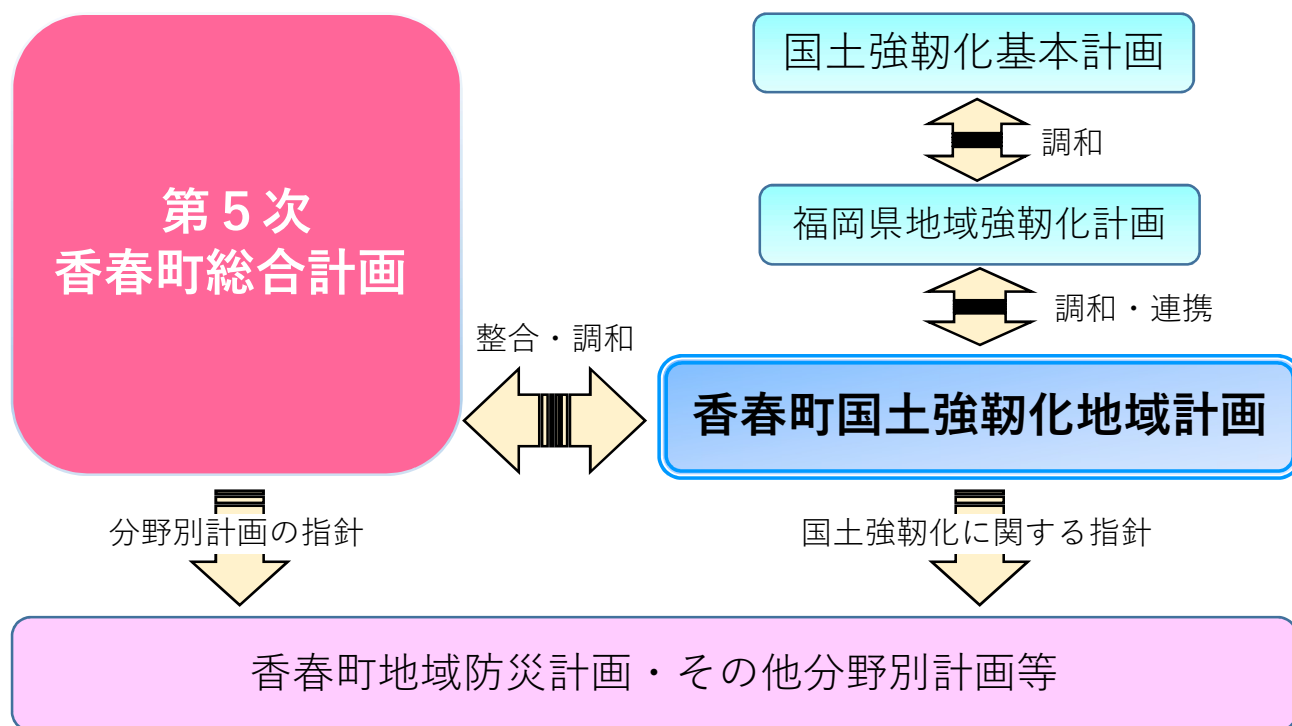
本町においても、基本計画及び県地域計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な地域・経済社会の構築に向けた「町の強靱化」を推進するため、「香春町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」である。本町においては、第5次香春町総合計画を最上位計画とし、地域防災計画はもとより他の計画等における国土強靱化に係る事項の指針として位置付けるものである。

なお、本計画は、基本法第14条に基づき、基本計画との調和を図るものとし、加えて、県地域計画と調和・連携を図るものとする。

香春町国土強靱化地域計画と他計画との関係図



【国土強靱化基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県及び市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【国土強靱化基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とする。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本計画は、基本計画及び県地域計画との整合・調和を図り、次の4項目を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を具体化した「事前に備えるべき目標」については、基本計画、県地域計画及び本町の特性を踏まえ、次の8つを設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 経済活動を機能不全に陥らせない
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 想定する自然災害

日常生活や経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本町における過去の災害被害及び基本計画、県地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

○地震

○風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ）

第3章 本町の地域特性

1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本町は、福岡県の東北部に位置し、北部は北九州市小倉南区、南部は赤村、大任町、東部はみやこ町、西部は田川市、福智町に接している。

面積 44.56k m²、北には福智山系の牛斬山、西に香春一の岳、二の岳、三の岳、東に貫山山系の障子岳・飯岳山（大坂山）があり、町域の6割強を山林が占めている。

河川では金辺川、呉川、御祓川の3つの主流と28の小河川が流れ、自然豊かな景観を有している。また、国道201号、国道322号がクロスする結節点にあり、田川の玄関口として交通の要衝となっている。

(2) 気象

九州北部に位置する本町は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区に区分される。この気候区では、年平均気温は15～16℃、1月の平均気温は6℃以下で九州のほかの地域に比べて低い。年降水量は、1,700mm前後で、福岡県南部の山沿いに比べて降水量は少ない。この気候区の最大の特徴は、冬季に北西の季節風を受けて風の強い日が多いことである。

飯塚測候所による気象観測結果（30年間）では、年降水量の平均値は1,798.2mm、年平均気温は15.4℃である。月ごとの降水量の変化では、梅雨と台風の影響で7月、8月に降水量が多い。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、昭和60（1985）年国勢調査の15,245人から減少を続けており、令和2（2020）年は10,191人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の推計においても、この減少傾向が続くと推計されている。

年齢区分別人口の推移をみると、老年人口は増加が進んでおり、令和2（2020）年の高齢化率は41.7%となっている。今後の人口推計では、老年人口は微減傾向に転じる見込みとなっている。

生産年齢人口は、減少が著しく、今後もさらに減少が進むと推計されており、町内の労働力の不足、地域の担い手不足などの課題が懸念される。

年少人口は微減が続いており、今後も同様の微減傾向が進むと推計される。

(2) 土地利用

本町の民有地面積は、令和2年で宅地が3.39km²(7.6%)、田・畑の農地が4.75km²(10.6%)、山林・原野が29.27km²(65.7%)、雑種地・その他が7.15km²(16.1%)となっている。

平成27年からの推移では宅地や山林・原野が増加傾向に対し、農地は減少傾向を示している。農地から宅地への転換、山沿いでは農地から山林・原野への転換が進んでいる。

土地利用	平成27年		令和2年	
	面積(km ²)	構成比(%)	面積(km ²)	構成比(%)
田	4.21	9.4	4.07	9.1
畑	0.75	1.7	0.68	1.5
宅地	3.31	7.4	3.39	7.6
山林・原野	28.59	64.2	29.27	65.7
雑種地・その他	7.70	17.3	7.15	16.1
合計	44.56	100.0	44.56	100.0

3 自然災害に関する特性

(1) 風水害の履歴

本町における昭和時代以降の風水害としては、昭和54年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった風水害である。罹災世帯数497戸、罹災者1,748人、田畑の流失・埋没30ヘクタール、冠水150ヘクタール、河川の損壊274ヶ所、がけ崩れ148ヶ所等の被害が発生している。

(2) 風水害の危険性

本町において風水害を受ける可能性がある箇所は、福岡県地域防災計画等によれば、次のとおりである。

災害形態	危険区域・箇所	箇所数
水害	重要水防箇所【県知事管理区間】（河川）	3箇所
	〃 【 〃 】（B：堤防）	1箇所
	災害危険河川区域【県知事管理区間】	3箇所
	水害危険箇所合計	7箇所
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域 土石流	56箇所
	うち土砂災害特別警戒区域	51箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 急傾斜地の崩壊	41箇所
	うち土砂災害特別警戒区域	40箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 地すべり	0箇所
土砂災害危険箇所合計	97箇所	
山地災害	山腹崩壊危険地区（民有林）	86箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	43箇所
	地すべり危険地区（民有林）	3箇所
	山地災害危険箇所合計	132箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	30箇所
	トンネルの震災による危険箇所	3箇所
	水害、土砂災害等危険箇所合計	33箇所

(3) 地震の履歴

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で甚大な被害を経験した。本町は、震度3（最大）で人的被害、建物被害等はなかった。

また、2016年には熊本県熊本地方、鳥取県中部、福岡県北西沖を震源とする地震が相次ぎ、特に4月の熊本地震は、14日に震度7の前震、次いで16日に震度7の本震があり多くの被害をもたらし、本町でも16日に震度3（最大）を観測した。

■ 香春町における震度別地震回数表

	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	震央地名
2000年 (平成12年)											
2001年 (平成13年)											
2002年 (平成14年)											
2003年 (平成15年)											
2004年 (平成16年)											
2005年 (平成17年)	7	1	2								福岡県北西沖、福岡地方 熊本県天草・芦北地方
2006年 (平成18年)		2									大分県西部 山口県西部
2007年 (平成19年)											
2008年 (平成20年)											
2009年 (平成21年)	2	1									大分県西部
2010年 (平成22年)											
2011年 (平成23年)	1										熊本県熊本地方
2012年 (平成24年)											
2013年 (平成25年)											
2014年 (平成26年)		1									伊予灘
2015年 (平成27年)	2										小笠原諸島西方沖 大分県南部
2016年 (平成28年)	17	6	2								熊本県熊本地方、阿蘇地方、福岡県 北九州地方、北西沖、鳥取県中部
2017年 (平成29年)											
2018年 (平成30年)											
2019年 (令和元年)	1										熊本県熊本地方
2020年 (令和2年)											
2021年 (令和3年)											

(4) 地震災害の想定

香春町に関する地震災害として、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県の代表的活断層（小倉東断層、西山断層、警固断層帯、水縄断層の4つの断層）が存在する地域でマグニチュード6.9～7.3クラスの地震を想定したケースと、市町村内での地震動等の分布状況を把握するために、M6.9、深さ10kmの地震動を基盤一定に与えた被害想定が行われている。

このうち、本町に大きな影響を及ぼすのは、小倉東断層、西山断層及び基盤地震動一定における地震であり、建物被害や人的被害が予想されている。

福岡県が想定した地震被害予測における香春町の被害予測は以下のとおりである。

【香春町に係る地震被害想定】

区分		小倉東断層 北東部	西山断層 北西部	基盤地震動 一定
地震の規模(M:マグニチュード)		6.9	7.3	6.9
震源の深さ		2～10.5km	2～17km	10km
最大深度		6強	6強	6強
液状化危険度(最大)		高い	高い	高い
斜面崩壊	危険度Aランク(箇所)	0	0	1
	危険度Bランク(箇所)	31	31	30
	危険度Cランク(箇所)	1	1	1
	被災棟数	3	2	3
火災被害	全出火件数	2	1	2
	炎上出火件数	2	1	1
	消火件数	2	1	1
	焼失棟数	0	0	0
建物被害 棟数	全壊(木造)	408	238	350
	半壊(木造)	386	307	370
	大破(非木造)	26	13	21
	中破(非木造)	38	25	35
ライフライン 被害箇所	上水道管(箇所)	34	27	37
	電力(電柱)(本)	1	1	2
	電話(電話柱)(本)	1	1	1
人的被害数	死者	25	15	22
	負傷者	765	551	696
	要救出現場数	174	100	148
	要救出者数	102	59	87
	避難者数	595	344	509
要救護者	食料供給対象人口	6,901	5,480	7,510
	給水対象世帯	3,115	2,474	3,390
	生活物資供給対象人口	595	344	509

(資料:「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月)福岡県)

注) 福智山断層に関しては、被害想定は行われていない。

第4章 地域強靱化の基本的な考え方

1 地域強靱化の意義

香春町は、山地、平野、河川など多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に香春町の地域強靱化を推進しなければならない。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、香春町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中から脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、香春町における地方創生にも寄与することとなる。

2 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、香春町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

3 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じ、また、県地域計画との調和を図りながら地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

○ P D C Aサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づき P D C Aサイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

○ 国全体の強靱化への貢献

他地域での大規模災害時に香春町に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

(2) 取組の効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長時間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOなどで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村など）と民（住民、コミュニティ、事業者など）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的な維持管理を行う。

○ 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生・児童委員等、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細やかな対策を講じる。

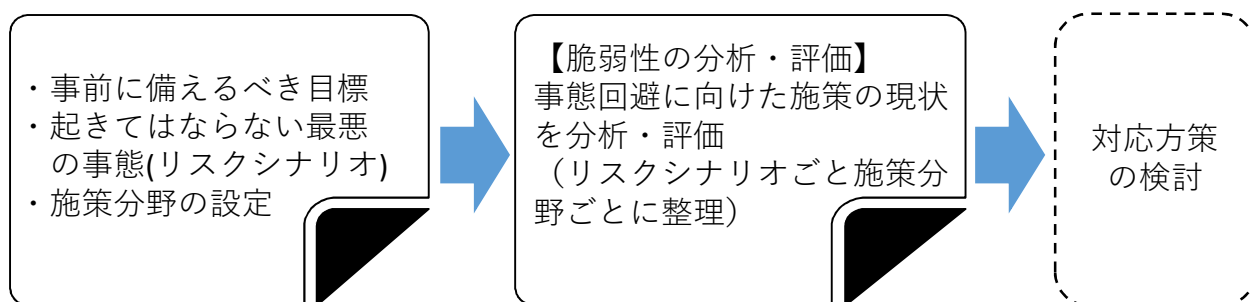
また、外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

第5章 香春町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

香春町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（シナリオリスク）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪のシナリオ」が設定され、県地域計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪のシナリオ」が設定されているが、本計画では、香春町の地理的条件、社会・経済条件、災害特性を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪のシナリオ」を設定した。

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定した。

（個別施策分野）

- | | | | |
|---------------|-------------------|--------|-----|
| ①住宅・都市 | ②保健医療・福祉 | ③エネルギー | ④産業 |
| ⑤交通・物流 | ⑥農林水産 | ⑦県土保全 | ⑧環境 |
| ⑨土地利用（県土利用） | ⑩行政機能／警察・消防／防災教育等 | | |
| ⑪リスクコミュニケーション | ⑫人材育成 | | |
| ⑬官民連携 | ⑭老朽化対策 | | |

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られること ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生
		2-5	被災地における医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能-情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-2	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による土地の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害荒廃物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性の分析・評価の手順

26のリスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靭化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。



2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに町の各部局が実施している施策を調査・整理。

- (1) 町の各部局等において実施している施策を調査。
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析。



3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靭化施策の評価を実施。
- (2) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理。

5 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとに評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ別紙のとおりである。なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、町のみならず、住民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了まで長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりではなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

各結果の横に記載する（）内の文字は、各結果を所管する課を省略して記載したもの。

(総務) : 総務課	(まち) : まちづくり課	(建設) : 建設課
(保健) : 保険健康課	(福祉) : 福祉課	(住水) : 住宅水道課
(税住) : 税務住民課	(産振) : 産業振興課	(生涯) : 生涯学習課
(教育) : 学校教育課		

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○住宅、特定建築物の耐震化（住水）〈①住宅・都市〉

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要がある。そのため、香春町地域防災計画において避難所に指定されている学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、地域公民館等の建物については、優先的に耐震化を進める必要がある。

旧耐震基準の住宅に居住している町民に対し、耐震化の必要性を周知し、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

また、建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行う必要がある。

○学校施設の耐震化（教育）〈①住宅・都市〉

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、適正管理を進めていく必要がある。

○空家等の適正管理（総務、住水）〈①住宅・都市〉

災害発生時の倒壊等による被害を防ぐため、老朽・危険空家等について、県や関係機関と連携して、空家対策を進めていく必要がある。

○指定緊急避難所となる公園等の適切な維持管理（総務、生涯、教育）〈①住宅・都市〉

指定緊急避難所となっている運動公園等の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う必要がある。

○町営住宅の適正な管理（住水）〈①住宅・都市〉

香春町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な整備と維持管理を行う必要がある。

○消防・救急体制の充実（総務）〈①住宅・都市〉

災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動を行うため、体制づくりや人員・施設・車両・資機材等の充実強化を図る必要がある。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の施設・装備や教育訓練の充実を図る必要がある。

○避難所の整備（総務）〈①住宅・都市〉

避難所となっている社会福祉施設（隣保館）等においては、発災時に地域住民の避難所等としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能強化及び計画的な老朽化対策を図る必要がある。

1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進 (建設) 〈⑦県土保全〉

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う必要がある。

低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を推進するため、必要性について普及啓発を行う必要がある。

○河川施設の管理、整備 (建設、総務) 〈⑦県土保全〉

国・県等施設管理者に、河川氾濫に際しての河川施設の被害の想定、点検の実施を要請する必要がある。また、堤防、水門等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を推進し、適切な維持管理を行うよう要望する必要がある。

○ハザードマップの作成 (総務) 〈⑪リスクコミュニケーション〉

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水・土砂災害など様々な災害リスクを想定したハザードマップを作成し、ハザードマップを活用した防災訓練の実施等を検討する。ハザードマップについては、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しが必要になった場合、その更新を行う必要がある。

○適時適切な避難勧告等の発令 (総務) 〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

令和3年5月に改正された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、避難勧告等の発令時期を検討する必要がある。

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進 (建設) 〈⑦県土保全〉

(土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備)

保全対象となる人家、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を促す必要がある。

(気候変動等の影響を踏まえた重点的整備)

近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ県に対し、緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を促す必要がある。

(既存ストックを有効活用した対策)

効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、県が行う既存ストックを活用した整備に協力する必要がある。

○治山施設の整備 (産振) 〈⑥農林水産〉

山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全、形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する必要がある。

○土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化（総務）

〈⑦県土保全・⑪リスクコミュニケーション〉

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し、住民に対する土砂災害に関する防災意識の普及啓発に務める必要がある。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う必要がある。これらの取組を行い、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る必要がある。

○山地災害危険地区の指定・公表（産振）〈⑥農林水産・⑪リスクコミュニケーション〉

山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県の情報提供を受ける必要がある。

1-4) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○災害情報収集システムの活用（総務）〈⑩行政機能/警察・消防/防災教育等〉

県が実施する災害現場の写真をアップロードし自動的に電子地図上に表示できる災害情報収集システムを活用した一斉演習に職員が参加し、災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図る必要がある。

○土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供（総務）〈⑩行政機能/警察・消防/防災教育等〉

災害発生前に、土砂の危険度が分かる情報を住民に発信する仕組みを検討する必要がある。

○指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制（総務）〈⑩行政機能/警察・消防/防災教育等〉

避難所の生活環境の改善、車中泊・テント等の避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する必要がある。

○避難行動要支援者の避難支援（保健、総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

避難行動要支援者の個別避難計画策定にむけて県が開催する研修会や訓練に参加し、個別避難支援計画の策定を促進する必要がある。

○福祉避難所への避難体制の整備の促進（保健、総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する必要がある。

○外国人に対する支援（総務、まち）〈⑪リスクコミュニケーション〉

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、外国人向け防災メール「まもるくん」の登録を促進する必要がある。

○防災教育の推進（総務、教育） 〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等・⑪リスクコミュニケーション〉

学校における危機管理マニュアルの整備、教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する必要がある。

○避難行動等の教訓の広報啓発（総務） 〈⑪リスクコミュニケーション〉

過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取組等をまとめた福岡県防災ハンドブックを利用して、各種会議やイベント等の機会を通じて普及啓発を図る必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○公助による備蓄・調達推進（総務） 〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

必要な物資を備蓄するとともに、さらなる物資の安定供給のため、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る必要がある。

○自助・共助による備蓄の促進（総務） 〈⑪リスクコミュニケーション〉

町民や事業所等による備蓄を促進するための取組を実施する必要がある。

○道路施設が持つ副次的機能の活用（総務、産振） 〈⑤交通・物流〉

防災拠点としての機能を高めるため、「道の駅」については、備蓄倉庫などの防災設備の整備を行っている。

防災拠点としての機能の充実を図るため、既存施設の維持管理を行う必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○分散型エネルギーの導入促進（まち） 〈③エネルギー〉

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、県や事業者と連携し、導入促進を図る必要がある。

2-3) 消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○消防広域応援体制の充実（総務） 〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、消防の広域応援体制の充実を図る必要がある。

○消防団の充実強化（総務） 〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行う必要がある。

○自主防災組織の充実強化（総務） 〈⑪リスクコミュニケーション〉

自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした研修会や避難訓練等の取組により、自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図る必要がある。

2-4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生

○帰宅困難者に対する支援(総務) 〈⑬官民連携〉

帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、民間施設等との協定により、一時滞在施設を確保する必要がある。

2-5) 被災地における医療機能の麻痺

○避難所・現場救護所の医療支援（保健） 〈②保健医療・福祉〉

災害時の円滑な医療活動のため、町と田川医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請できる体制を維持する必要がある。

○保健医療調整本部の設置（保健） 〈②保健医療・福祉〉

受援計画に基づく災害時の保健医療活動を円滑に行うため、日ごろから情報連携等を行う必要がある。

2-6) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○疫病のまん延防止（保健） 〈②保健医療・福祉〉

疫病のまん延予防上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、県と情報共有を図る必要がある。

○感染症の予防・まん延防止（保健） 〈②保健医療・福祉〉

避難所で感染症患者の早期発見に努め、防疫体制を強化する必要がある。

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所の医療支援（保健）〈②保健医療・福祉〉

避難所での医療支援として、避難所で健康相談を実施する必要がある。

○災害時における健康相談（保健）〈②保健医療・福祉〉

避難生活において、市民の健康ニーズに対応できるよう、訓練や研修を通じて、職員の保健活動の資質向上等により、避難者への健康相談体制を確立していく必要がある。

○福祉避難所の設置・運営（保健）〈②保健医療・福祉〉

設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・機材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるように努めるとともに、福祉避難所における機材や人材の確保を推進する必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

○防災拠点となる公共施設の整備（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所を整備する必要がある。

○業務継続体制の確保（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

業務継続に必要な体制整備の強化を図る必要がある。

災害時相互応援協定締結自治体との応援を、迅速かつ効果的に受けることができるように連携を強化する必要がある。

○各種防災訓練の実施（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等・⑪リスクコミュニケーション〉

防災担当職員の技術の向上や関係機関とのさらなる連携を図るため、国や県が実施する総合防災訓練等に参加する必要がある。

○受援体制の確保（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

大規模災害発生時に町外からの広域な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組が必要である。

○罹災証明の迅速な発行（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

罹災証明の発行にかかる講習を受講するとともに、県が主催する担当者研修会等において、住居被害認定の調査・判定方法について研修を受ける必要がある。また、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○情報伝達手段の多様化 (総務) <⑩行政機能/警察・消防/防災教育等>

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットやメールなどによる情報伝達手段の多様化を進める必要がある。

○災害時の情報伝達手段の充実 (総務) <⑩行政機能/警察・消防/防災教育等>

地震・台風・大雨等の注意報、警報及び避難情報の配信について、防災行政無線等の情報伝達手段の機能強化を図り、迅速な避難に繋げる必要がある。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

○水道施設の耐震化の促進 (住水) <①住宅・都市>

基幹管路や配水池、浄水場の耐震化を推進する必要がある。配水管については、漏水等のリスクの高い管路や重点拠点に給水する管路を優先的に耐震化していく必要がある。

○水道施設の老朽化対策 (住水) <⑭老朽化対策>

水道施設及び設備の老朽化対策として、劣化状況を的確に把握するとともに、取水、浄水施設及び配水施設の更新等を計画的に行う必要がある。

5-2) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○浄化槽の整備 (税住) <⑧環境>

浄化槽については、災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽の設置を促進するため、香春町生活排水処理基本計画に基づき、新規浄化槽設置に取り組む必要がある。

5-3) 交通インフラの長期にわたる機能停止

○道路橋梁の耐震補強 (建設) <⑤交通・物流>

橋梁については、「香春町橋梁長寿命化修繕計画」「香春町個別施設計画(橋梁)」に基づく、維持修繕を実施するとともに、重要な道路橋梁は、耐震化の検討が必要である。

○緊急輸送道路の整備（建設）〈⑤交通・物流〉

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路の改良整備などを進める必要がある。

○啓開体制の強化（建設）〈⑤交通・物流〉

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有する必要がある。

○生活道路の整備（建設）〈⑤交通・物流〉

災害時における地域交通網を確保するため、生活道路の整備や適切な維持管理を行う必要がある。

5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全

○道路施設の老朽化対策（建設）〈⑤交通・物流 ⑭老朽化対策〉

老朽化に伴う町道の改修や舗装の更新等の整備を推進する必要がある。

○ダム施設の老朽化対策（産振）〈⑦県土保全 ⑭老朽化対策〉

ダム施設の長期にわたる機能停止を回避するため、効率的な維持管理・更新を行う必要がある。

○砂防施設等の老朽化対策（建設）〈⑦県土保全 ⑭老朽化対策〉

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、効率的な維持管理・更新が必要である。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○企業 BCP の策定促進 (産振) 〈④産業〉

緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため関係機関と連携し、町内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法等の周知を行う必要がある。

○商工業者への事業継続支援 (産振) 〈④産業〉

被災商工業者の事業の継続・早期再開のため、関係機関と連携し、総合的に支援を行うとともに、香春町商工会が策定している「事業継続力強化支援計画」の取組に協力する必要がある。

○代替性確保や信頼性を高めるための道路整備 (建設) 〈⑤交通・物流〉

大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図るため、施設管理者が行う幹線道路の整備（4車線化・現道拡幅・バイパス整備・局部整備等機能強化）に協力する。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

○農地の防災・減災対策 (産振) 〈⑥農林水産 ⑭老朽化対策〉

農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、排水機、排水樋門、排水路等の適切な管理を行う必要がある。

○農業水利施設の老朽化対策 (産振) 〈⑥農林水産 ⑭老朽化対策〉

農業生産力の維持安定を図るため、農業用水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の施設の老朽化対策を進める必要がある。

○農道・林道の整備、保全 (産振) 〈⑥農林水産〉

災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道の点検・診断を推進する必要がある。

○農業用ハウスの補強 (産振) 〈⑥農林水産〉

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する必要がある。

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

○ため池の防災・減災対策（総務、産振）〈⑥農林水産〉

防災重点ため池については、浸水想定区域図に基づくため池ハザードマップを作成・公表し、町民に対する防災意識の普及啓発を図るとともに、耐震診断や劣化度診断を実施する必要がある。

○ダム（基幹的農業水利施設）の老朽化対策（産振）〈⑥農林水産 ⑭老朽化対策〉

豪雨等による災害防止のため、ダム施設や管理システム等の補修更新を行い、適正な維持管理を継続する必要がある。

7-2) 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等（税住）〈⑧環境〉

町民の健康被害のリスク等を軽減するため、大気汚染物質、水質汚濁等の状況について、県と連携した監視を継続する必要がある。

7-3) 農地・森林等の被害による土地の荒廃

○地域における農地・農業水利施設等の保全（産振）〈⑥農林水産〉

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能の維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援する必要がある。

○荒廃農地対策（産振）〈⑥農林水産〉

県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の発生防止等に努める必要がある。

○森林の整備・保全（産振）〈⑥農林水産〉

森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、福岡県森林環境税を活用した荒廃森林整備事業等の森林整備を支援するとともに、森林環境譲与税を活用し、荒廃竹林整備や林道整備を実施する必要がある。

○鳥獣被害防止対策（産振）〈⑥農林水産〉

鳥獣被害による農地等の荒廃を防止するため、被害防止計画に基づく事業を実施する必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○災害廃棄物処理体制の整備 (税住) <⑧環境>

災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れを回避するため、災害廃棄物の処理体制の整備や災害廃棄物処理等の協力体制を構築する必要がある。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○防災担当職員等の育成 (総務) <⑫人材育成>

大規模災害発生時には、町の災害対応や復旧・復興に携わる職員の不足が予想されることから、国や県等が開催する研修会等への参加による職員育成の取組を継続する必要がある。

○公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築 (建設、住水、産振) <⑫官民連携>

災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者等と復旧工事・支援業務に関する連携を強化する必要がある。

○災害ボランティア活動の強化 (総務、保健) <⑪リスクコミュニケーション>

社会福祉協議会やNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する必要がある。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○地域コミュニティの活性化 (総務、まち) <⑪リスクコミュニケーション>

災害意識の向上や地域住民の共助による地域防災力の向上のため、平常時から地域コミュニティ等の活動を支援する必要がある。

○被災者等支援制度の周知 （総務、福祉） 〈⑩リスクコミュニケーション〉

大規模災害発生時に被災者の生活再建に資するため、当該災害で適用される各種被害者支援については、速やかに被災者へ周知する必要がある。

○貴重な文化財の喪失への対策 （生涯） 〈⑩リスクコミュニケーション〉

災害発生時に速やかに文化財等にかかる被害確認や調査を実施するとともに、復旧及び継承に向けた迅速な支援ができるように、連絡相談が可能な体制を構築する必要がある。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査の促進 （建設） 〈⑨土地利用〉

被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、国土調査をさらに推進する必要がある。

○建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 （住水） 〈①住宅・都市〉

県が作成した「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、供給体制を整備する必要がある。

○公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 （住水） 〈①住宅・都市〉

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る必要がある。

第6章 強靱化施策の推進方針

1 シナリオリスクごとの強靱化施策の推進方針

第5章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針をリスクシナリオごとに整理した。

整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策について「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオの再掲は省略する。

なお、本計画に掲載する目標は、町以外の県や国などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標の見直しや新たな設定を行う。

施策名の横に記載する（ ）内の文字は、各施策を所管する課を省略して記載したもの。

(総務) : 総務課	(まち) : まちづくり課	(建設) : 建設課
(保健) : 保険健康課	(福祉) : 福祉課	(住水) : 住宅水道課
(税住) : 税務住民課	(産振) : 産業振興課	(生涯) : 生涯学習課
(教育) : 学校教育課		

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○住宅、特定建築物の耐震化 (住水) 〈①住宅・都市〉

建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置をするとともに、県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。また、町内で防災拠点となる建物のうち、耐震性が不明な施設について、計画的に耐震化を進める。

地震時にブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を未然に防ぐため、倒壊の危険性があるブロック塀については、香春町ブロック塀等撤去促進事業補助金の交付金制度の活用を推進し、撤去・改修を行う。

○学校施設の耐震化（教育）〈①住宅・都市〉

学校の消防設備等の適正管理を行うことにより、災害時に問題なく対応できる状態にし、児童・生徒及び地域住民の安全・安心を確保する。

○空家等の適正管理（総務、住水）〈①住宅・都市〉

老朽・危険空き家等については、香春町老朽危険家屋等解体補助金を活用し、除却を推進する。
また、空き家・空き地バンクの情報発信による物件物流を促進するとともに、香春町空き家建替等促進補助金、香春町空き家リフォーム等補助金の交付金制度の活用を推進し、空き家の改善対策を図る。

○指定緊急避難所となる公園等の適切な維持管理（総務、生涯、教育）〈①住宅・都市〉

指定緊急避難所となっている運動公園等の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。

○町営住宅の適正な管理（住水）〈①住宅・都市〉

香春町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な整備と維持管理を行う。

○消防・救急体制の充実（総務）〈①住宅・都市〉

災害発生時に迅速かつ的確に消火・救急・救助活動を行うため、体制づくりや人員・施設・車両・資機材等の充実強化を図る。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに、消防団の施設・装備や教育訓練の充実を図る。

○避難所の整備（総務）〈①住宅・都市〉

避難所となっている社会福祉施設（隣保館）等においては、発災時に地域住民の避難所等としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能強化及び計画的な老朽化対策を図る。

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

○気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進（建設）〈⑦県土保全〉

雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。

低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を推進するため、必要性について普及啓発を行う。

○河川施設の管理、整備（建設、総務）〈⑦県土保全〉

国・県等施設管理者に、河川氾濫に際しての河川施設の被害の想定、点検の実施を要請する。また、堤防、水門等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから必要な河川整備や監視カメラ等の設置を要望するとともに、その推進に協力する。

○ハザードマップの作成（総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水・土砂災害など様々な災害リスクを想定したハザードマップを作成し、ハザードマップを活用した防災訓練を実施する。ハザードマップについては、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しが必要になった場合、その更新を行う。

○適時適切な避難勧告等の発令（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

令和3年5月に改正された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、避難勧告等の発令時期を検討する。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進（建設）〈⑦県土保全〉

（土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備）

保全対象となる人家、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を促す。

（気候変動等の影響を踏まえた重点的整備）

近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ県に対し、緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を促す。

（既存ストックを有効活用した対策）

効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、県が行う既存ストックを活用した整備に協力する。

○治山施設の整備（産振）〈⑥農林水産〉

山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全、形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を推進する。

○土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化（総務）

〈⑦県土保全・⑪リスクコミュニケーション〉

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し、住民に対する土砂災害に関する防災意識の普及啓発に務める。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。これらの取組を行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。

○山地災害危険地区の指定・公表（産振）〈⑥農林水産・⑪リスクコミュニケーション〉

山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定した「山地災害危険地区」について、県の情報提供を受ける。

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○災害情報収集システムの活用（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

県が実施する災害現場の写真をアップロードし、自動的に電子地図上に表示できる災害情報収集システムを活用した一斉演習に職員が参加し、災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図る。

○土砂災害時の避難判断に有効な情報の提供（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

災害発生前に、土砂の危険度が分かる情報を住民に発信する仕組みを検討する。

○指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制（総務）〈⑩行政機能/警察-消防/防災教育等〉

避難所の生活環境の改善、車中泊・テント等の避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。

○避難行動要支援者の避難支援（保健、総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

避難行動要支援者の個別避難計画策定にむけて県が開催する研修会や訓練に参加し、個別避難支援計画の策定を促進する。

○福祉避難所への避難体制の整備の促進（保健、総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。

○外国人に対する支援（総務、まち）〈⑪リスクコミュニケーション〉

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、外国人向け防災メール「まもるくん」の登録を促進する。

○防災教育の推進（総務、教育）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等・⑪リスクコミュニケーション〉

学校における危機管理マニュアルの整備、教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

○避難行動等の教訓の広報啓発（総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取組等をまとめた福岡県防災ハンドブックを利用して、各種会議やイベント等の機会を通じて普及啓発を図る。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

○公助による備蓄・調達の推進（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

必要な物資を備蓄するとともに、さらなる物資の安定供給のため、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。

○自助・共助による備蓄の促進（総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

町民や事業所等による備蓄を促進するための取組を実施する。

○道路施設が持つ副次的機能の活用（総務、産振）〈⑤交通・物流〉

防災拠点としての機能を高めるため、「道の駅」については、防災設備の整備・維持補修を行う。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○分散型エネルギーの導入促進（まち）〈③エネルギー〉

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、県や事業者と連携し、導入促進を図る。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動の停滞

○消防広域応援体制の充実（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、消防の広域応援体制の充実を図る。

○消防団の充実強化（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行う。

○自主防災組織の充実強化（総務）〈⑪リスクコミュニケーション〉

自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした研修会や避難訓練等の取組を行う。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生

○帰宅困難者に対する支援（総務）〈⑬官民連携〉

帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、民間施設等との協定により、一時滞在施設を確保する。

2-5 被災地における医療機能の麻痺

○避難所・現場救護所の医療支援（保健）〈②保健医療・福祉〉

災害時の円滑な医療活動のため、町と田川医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請できる体制を維持する。

○保健医療調整本部の設置（保健）〈②保健医療・福祉〉

県は、災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行うのでこれに協力する。

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○疫病のまん延防止（保健）〈②保健医療・福祉〉

疫病のまん延予防上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、県や関係機関との情報共有を図る。

○感染症の予防・まん延防止（保健）〈②保健医療・福祉〉

県が実施する、感染症指定医療機関の指定や感染症患者の入院受入体制等の訓練に協力する。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所の医療支援（保健）〈②保健医療・福祉〉

避難所での医療支援として、避難所で健康相談を実施する。

○災害時における健康相談（保健）〈②保健医療・福祉〉

訓練や研修を通じて、職員の保健活動の資質向上等により、避難者への健康相談体制を確立していく。

○福祉避難所の設置・運営（保健）〈②保健医療・福祉〉

設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・機材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるように努めるとともに、福祉避難所における機材や人材の確保を推進する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

○防災拠点となる公共施設の整備（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

防災拠点となる施設等のうち、緊急性の高い箇所の整備を推進する。

○業務継続体制の確保（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

業務継続に必要な体制整備の強化を図る。

○各種防災訓練の実施（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等・⑪リスクコミュニケーション〉

防災担当職員の技術の向上や関係機関とのさらなる連携を図るため、国や県が実施する総合防災訓練等に参加する。

○受援体制の確保（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。

○罹災証明の迅速な発行（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

罹災証明の発行にかかる講習や研修を受ける。また、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を整備する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

○情報伝達手段の多様化（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

地震・台風・大雨等の注意報、警報及び避難情報の配信について、防災行政無線等の情報伝達手段の整備や機能強化及び多様化を図る。

○災害時の情報伝達手段の充実（総務）〈⑩行政機能／警察・消防／防災教育等〉

地震・台風・大雨等の注意報、警報及び避難情報の配信について、防災行政無線等の情報伝達手段の機能強化を図る。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 上水道等の長期にわたる供給停止

○水道施設の耐震化の促進（住水）〈①住宅・都市〉

基幹管路や配水池、浄水場の耐震化を推進する。配水管については、漏水等のリスクの高い管路や重点拠点に給水する管路を優先的に耐震化していく。

○水道施設の老朽化対策（住水）〈⑭老朽化対策〉

耐震化を踏まえた浄水施設、送水施設、配水施設等の改良工事及び送・配水管の布設替工事を実施する。

5-2 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

○浄化槽の整備（税住）〈⑧環境〉

浄化槽については、災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽の設置を促進するため、香春町生活排水処理基本計画に基づき、新規浄化槽設置に取り組む。

5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止

○道路橋梁の耐震補強（建設）〈⑤交通・物流〉

橋梁については、「香春町橋梁長寿命化修繕計画」「香春町個別施設計画（橋梁）」に基づく、維持修繕を実施し、道路網の安全性や信頼性の確保に努める。

○緊急輸送道路の整備（建設）〈⑤交通・物流〉

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路の改良整備などを進める。

○啓開体制の強化（建設）〈⑤交通・物流〉

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報共有に努める。

○生活道路の整備（建設）〈⑤交通・物流〉

災害時における地域交通網を確保するため、生活道路の整備や適切な維持管理を行う。

5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全

○道路施設の老朽化対策（建設）〈⑤交通・物流 ⑭老朽化対策〉

老朽化に伴う町道の改修や舗装の更新等の整備を推進する。

○ダムของ老朽化対策（産振）〈⑦県土保全 ⑭老朽化対策〉

ダム施設の長期にわたる機能停止を回避するため、効率的な維持管理・更新を行う。

○砂防施設等の老朽化対策（建設）〈⑦県土保全 ⑭老朽化対策〉

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設管理者と連携し、効率的な維持管理・更新を行う。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

○企業BCPの策定促進（産振）〈④産業〉

緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため関係機関と連携し、町内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法等の周知を行う。

○商工業者への事業継続支援（産振）〈④産業〉

- ・被災商工業者の事業の継続・早期再開のため、関係機関と連携し、総合的に支援を行う。
- ・香春町商工会が策定している「事業継続力強化支援計画」の取組に協力する。

○代替性確保や信頼性を高めるための道路整備（建設）〈⑤交通・物流〉

- ・大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図るため、施設管理者が行う幹線道路の整備（4車線化・現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）に協力する。
- ・物流上重要な道路輸送網においては、道路管理者が実施する機能強化に協力する。

6-2 食料等の安定供給の停滞

○農地の防災・減災対策（産振）〈⑥農林水産 ⑭老朽化対策〉

農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、排水機、排水樋門、排水路等の適切な管理を行う。

○農業水利施設の老朽化対策（産振）〈⑥農林水産 ⑭老朽化対策〉

農業生産力の維持安定を図るため、農業用水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の施設の老朽化対策に取り組む。

○農道・林道の整備、保全（産振）〈⑥農林水産〉

災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道の点検・診断を推進する。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

○ため池の防災・減災対策（総務、産振）〈⑥農林水産〉

- ・防災重点ため池については、浸水想定区域図に基づくため池ハザードマップを作成・公表し、町民に対する防災意識の普及啓発を図る。
- ・ため池の耐震診断や劣化度診断を実施する。

○ダム（基幹的農業水利施設）の老朽化対策（産振）〈⑥農林水産 ⑭老朽化対策〉

豪雨等による災害防止のため、ダム施設や管理システム等の補修更新を行い、適正な維持管理を継続する。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等（税住）〈⑧環境〉

町民の健康被害のリスク等を軽減するため、県と連携し、大気汚染物質、水質汚濁等の情報収集や事業者等に対する啓発等を行う。

7-3 農地・森林等の被害による土地の荒廃

○地域における農地・農業水利施設等の保全（産振）〈⑥農林水産〉

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能の維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援する。

○荒廃農地対策（産振）〈⑥農林水産〉

県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の発生防止等に努める。

○森林の整備・保全（産振）〈⑥農林水産〉

- ・森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、福岡県森林環境税を活用した荒廃森林整備事業等の森林整備を支援する。
- ・森林環境譲与税を活用し、荒廃竹林整備や林道整備を実施する。

○鳥獣被害防止対策（産振）〈⑥農林水産〉

鳥獣被害による農地等の荒廃を防止するため、被害防止計画に基づく事業を実施する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物処理体制の整備

○災害廃棄物処理体制の整備（税住）〈⑧環境〉

迅速で適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の整備に努めるとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制の整備を進める。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○防災担当職員等の育成（総務）〈⑫人材育成〉

大規模災害発生時には、町の災害対応や復旧・復興に携わる職員の不足が予想されることから、国や県等が開催する研修会等への参加による職員育成の取組を継続して実施する。

○公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築（建設、住水、産振）

〈⑫官民連携〉

災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

○災害ボランティア活動の強化（総務、保健）〈⑪リスクコミュニケーション〉

社会福祉協議会やNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○地域コミュニティの活性化（総務、まち）〈⑪リスクコミュニケーション〉

災害意識の向上や地域住民の共助による地域防災力の向上のため、平常時から地域コミュニティ等の活動に対して必要な支援を行う。

○被災者等支援制度の周知（総務、福祉）〈⑪リスクコミュニケーション〉

大規模災害発生時に被災者の生活再建に資するため、当該災害で適用される各種被害者支援をとりまとめて、速やかに被災者への周知を行う。

○貴重な文化財の喪失への対策（生涯）〈⑪リスクコミュニケーション〉

災害発生時に速やかに文化財等にかかる被害確認や調査を実施するとともに、復旧及び継承に向けた迅速な支援ができるように、連絡相談が可能な体制を構築する。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査の促進（建設）〈⑨土地利用〉

被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、地籍調査を進める。

○建設型応急仮設住宅の供給体制の整備（住水）〈①住宅・都市〉

県が作成した「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、供給体制を整備に努める。

○公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備（住水）〈①住宅・都市〉

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

2 国土強靱化関係事業

本計画に基づき実施する事業のうち、国の国土強靱化関係の補助金、交付金の要望
 予定事業は次のとおりである。

事業名	事業期間	シナリクス	対象交付金・補助金
国土調査事業	—	8 - 4	地籍調査費負担金
道路施設改良事業	—	5 - 3	防災・安全交付金
橋梁長寿命化事業	—	5 - 3	個別補助事業
町営住宅等長寿命化事業	R 4 ~ R 7	1 - 1 8 - 4	社会資本整備総合交付金
老朽危険空家等解体補助事業	—	1 - 1	社会資本整備総合交付金
農業施設等整備事業	R 5	7 - 1	農村地域防災減災事業補助金
中央隣保館事業	R 5	1 - 1	地方改善施設整備費補助金 (隣保館)

※本表は、事業の実施内容を約束するものではありません。